平成３０年（フ）第２２０号
大阪市大正区鶴町４丁目２番１―219号
債務者　池田　敏文
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３２号
大阪市住之江区北島３丁目１番17号
債務者　玉城　　敏
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５２号
大阪市浪速区桜川２丁目２番18号　ハイツ桜川　411号
債務者　山本　　峻
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０１号
大阪府摂津市鶴野４丁目17番12―301号、前住所大阪府吹田市千里丘上37番１―614号
債務者　ラウンジＨＩＰこと前城須美こと　金須美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５５９号
大阪市西淀川区野里１丁目25番11号　野里パークハイム　301号室、前住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田45番地302
債務者　坂元　武人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７２号
大阪市生野区中川西２丁目23番15号　大山マンション　301
債務者　岡田久美子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７５２号
大阪市淀川区西中島７丁目13番12―1102号
債務者　宮本　　洋
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４２号
大阪府枚方市高田１丁目３番30―101号
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５０号
大阪市生野区新今里７丁目12番14号
債務者　金城智恵こと　ＷＡＴＡＮＡＢＡＥ　ＪＩＹＥ　渡邊　智恵
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５７号
大阪市天王寺区玉造元町15番20―401号
債務者　遠山英美こと　姜　　英美(旧姓柳川)
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７３号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2418番地の１(308号)
債務者　曽我まゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号、前住所滋賀県大津市本宮２丁目６番45号　滋賀保護院
債務者　石橋　伸男
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１００５号
大阪市西区立売堀１丁目11番15―908号
債務者　前田　真希（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１４号
大阪府箕面市桜ケ丘４丁目18番30号
債務者　三浦由佳里
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２３号
大阪府東大阪市日下町７丁目４番17号　ラフィットソルティ　201号、前住所大阪府大東市野崎４丁目６番14号
債務者　田中　智啓
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３６号
大阪市都島区都島北通２丁目24番８号ローズマンション北通40Ｆ号、前住所大阪市都島区高倉町１丁目５番23―310号
債務者　奥山　　毅
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３９号
大阪府守口市寺内町２丁目７番29―702号、前住所大阪市北区天神橋３丁目10番30―314号
債務者　橋田　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部